

# 学校給食年表 1

年 月		給食のあゆみ
明治22年		山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で仏教各宗連合により給食を実施。
明治40年		広島県大草村義務奨励会による給食実施。 秋田県高梨尋常高等小学校で貧困児童のための給食実施。
明治44年		岡山県小田郡小田村学齡児童保護会により給食実施。 静岡県・岩手県の一部で給食実施。
大正8年	6月	東京府私立栄養研究所佐伯所長の援助をうけて管内小学校にパンによる給食を開始。
大正12年	10月	文部次官通牒「小学校児童の衛生に関する件」が発せられ、児童の栄養改善のための方法としての給食が奨励される。(第1次大戦争の不況による欠食児童の救済) 学校看護婦職務規定に「学校給食及び中食に対する注意」とあり「学校給食」用語はこの時から使われる。
昭和7年	9月	「学校給食臨時施設方法」が制定され、はじめて国庫補助によって貧困児童救済のための学校給食が実施される。
昭和15年	4月	「学校給食奨励規程」が制定され、給食対象を栄養不良児、身体虚弱児童にも拡大し栄養的な学校給食の実施をはかった。
昭和19年	4月	六大都市の小学校児童200万人に対し、米、みそ等を特別配給して学校給食を実施。
	9月	戦争拡大で食料事情悪化し学校給食中断。
昭和21年	12月	文部、厚生、農林次官共同通達「学校給食実施の普及奨励について」が発せられ、戦後の新しい学校給食の方針定まる。 東京、神奈川、千葉で試験給食を開始。

## 学校給食年表 2

年 月		給食のあゆみ
昭和22年	1月	全国都市の児童約300万人に対し学校給食を開始。
	4月	六・三制新学制発足。
	4月	財団法人 日本学校衛生会学校給食事業部発足、給食用物資を文部省に代わって取扱う。
昭和23年	11月	教育委員会発足。
	12月	体育局長通達「学校給食用物資の取扱いについて」各都道府県教育委員会における物資受入体制を指示、現在の都道府県学校給食会の起源になる。
昭和24年	10月	ユニセフからの寄贈ミルクによるユニセフ給食実施。
昭和25年	5月	文部省管理局に学校給食課設置。
	7月	8大都市の小学校児童に対し、米国寄贈の小麦粉(ガリオア資金)によりはじめて完全給食を開始。
	8月	財団法人 日本学校給食会認可。
	10月	第1回全国学校給食研究協議大会が開催される。(東京都)
昭和26年	2月	完全給食が全国市制地にも拡大実施。27年4月に至って全国全ての小学校を対象に実施。
	6月	給食用物資の財源であったガリオア資金が打切られ、小麦粉、脱脂粉乳が有償になる、国庫補助による学校給食の継続を要望する運動が全国的に展開される。
	8月	全国学校給食推進協議会結成(ガリオア資金打切りによる、父兄負担の増と政府の予算措置による学校給食中止に対し学校給食の法制化を要望。)
昭和27年	4月	小麦粉に対する半額国庫補助実施。  (給食費の大幅値上げにより、学校給食中止となる。)
昭和28年	6月	学校給食用小麦粉にビタミンB <sub>1</sub> ・B <sub>2</sub> の強化を実施。

## 学校給食年表 3

年 月	給食のあゆみ
昭和29年	6月 「学校給食法」制定公布、学校給食の実施体制が法的に整い基礎が確立される。 (学校給食の栄養所要量実施基準が定められる。)
昭和30年	8月 日本学校給食会法制定公布。 10月 特殊法人 日本学校給食会設立。
昭和31年	3月 「学校給食法」一部改正、中学校にも適用、準要保護児童に対する給食費補助が規定される。 4月 米国からの小麦粉及び脱脂粉乳の贈与開始(35年3月まで。) 小麦粉への国庫補助が100g当り1円となる。 6月 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律が制定、公布される。
昭和32年	5月 「盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部、高等部における学校給食に関する法律」が制定公布される。 6月 全国学校給食会連合会発足。 学校給食に国内産牛乳を使用。
昭和33年	10月 新学習指導要領が定められ、学校給食がはじめて学校行事等の領域に位置づけられる。
昭和35年	8月 保健体育審議会が学校給食普及充実5ヶ年計画を文部大臣に答申。
昭和36年	4月 へき地学校におけるミルク給食施設設備費及び夜間定時制高等学校夜食費に対する補助制度が設けられる。 8月 学校給食制度調査会が「学校給食制度の改善について」文部大臣に答申、小学校は5年、中学校は10年計画で完全実施をはかる給食の合理化を奨励、給食センターの台頭。
昭和37年	4月 学校給食栄養所要量の基準改訂。 給食用小麦粉にビタミンA強化。
昭和38年	4月 脱脂粉乳に対する国庫補助が実現し、ミルク給食の全面実施が推進される。同時にいわゆるミルク給食論争がおこる。

## 学校給食年表 4

年 月	給食のあゆみ
昭和39年	<p>8月 「学校給食用牛乳供給事業の実施について」文部農林両次官から通達(脱脂粉乳から牛乳へ切替える。)</p> <p>学校給食共同調理場の施設設備の補助、学校栄養職員設置費の補助制度が設けられる。</p>
昭和40年	<p>4月 特別財政措置によってへき地学校給食の推進が図られる。</p> <p>5月 学校給食用小麦粉の混合挽砕が行われる。</p>
昭和41年	<p>1月 高度へき地学校の全児童生徒に対し全額国庫補助によりパン・ミルク無償給食実施。</p>
昭和42年	<p>4月 学校給食用物資の低温流通化促進費補助がはじめて計上される。</p> <p>(県学校給食会・給食センターを対象に冷凍保管庫等の補助を実施)</p> <p>(学校給食用物資の流通合理化を促進、冷凍食品が普及、コールドチェーンによる物資の供給開始。)</p>
昭和43年	<p>4月 給食用小麦粉の漂白を廃止。</p> <p>7月 小中学校学習指導要領改正、学校給食は「特別活動」の「学級指導」に位置づけされる。(中学校は44年4月より)</p>
昭和44年	<p>4月 学校給食共同調理場に栄養指導センター併設のための補助金が計上される。</p> <p>6月 全国学校給食振興期成会設立。</p>
昭和45年	<p>2月 保健体育審議会から学校給食改善充実方策について文部大臣に答申。</p> <p>4月 米飯給食実験指定校、米粉混入パン実験実施校、米加工品利用校により、学校給食での米利用実験開始。</p>
昭和46年	<p>4月 小麦粉購入費補助金が計上され、学校給食用小麦粉の取扱いを日本学校給食会が行う。</p> <p>「学校給食実施基準」「夜間学校給食実施基準」が一部改正され、所要栄養量の基準が改訂され、標準食品構成表が示された。</p> <p>学校給食用物資の需給体制、品質管理体制等の改善強化を図るため、学校給食総合センター設置費を含む学校給食用物資の流通合理化促進に必要な経費が予算計上される。</p>

## 学校給食年表 5

年 月		給食のあゆみ
昭和47年	4月	学校給食の老朽施設設備の改善更新補助が計上される。
昭和48年	4月	小麦粉に対する補助金がなくなり、学校給食用小麦粉安定供給事業費補助金として予算計上される。
昭和49年	4月	学校栄養職員が制度切替えにより県費負担職員となる。
昭和50年	4月	学校給食用物資安定供給対策特別事業費の補助金計上される。
	12月	学校給食分科審議会は、米飯導入について教育上有意義であると結論をまとめた。
昭和51年	4月	米飯が正式に学校給食に導入される(学校給食法施行規則の改正により)学校給食用米穀の値引き率を35%(消費者米価)とする。
昭和52年	7月	小学校、中学校の学習指導要領の改正。
昭和53年	4月	県学校給食会業務処理基準の一部改正。
昭和54年	4月	米飯給食推進のため、学校給食用米穀の値引き幅を消費者米価の60%引き(特別措置70%引き)措置となる。
昭和55年	5月	学校栄養職員の定数改善に関する12年計画が始まる。
昭和56年	7月	臨時行政調査会の第一次答申で学校給食業務の合理化を指摘される。
昭和57年	7月	日本学校健康会設立(日本学校給食会と日本学校安全会の統合)
昭和58年	3月	第2次臨時行政調査会最終答申(学校給食に係る補助金等の整理・合理化について)
	5月	学校・家庭連携推進地域事業で18地域指定される。
昭和59年	3月	「新学校給食手引き」が刊行される。
	9月	学校給食法制定30周年記念大会を開催。(東京)
昭和60年	1月	学校給食業務の運営、合理化について体育局長通知が出された。

## 学校給食年表 6

年 月		給食のあゆみ
昭和60年	4月	学校・家庭連携推進地域事業で17地域指定される。(昭和60・61年度)
	12月	日本体育・学校健康センター法が公布される。
昭和61年	1月	保健体育審議会から文部大臣に対し「学校給食の食事内容の改善について」および「学校栄養職員の職務内容について」の答申が出された。
	2月	文部省告示第16、17号により、学校給食実施基準および夜間学校給食実施基準が一部改正され、平均所要量の基準の改訂が行われる。
	3月	日本体育・学校健康センター設立。(国立競技場と日本学校健康会の統合) 学校栄養職員の職務内容について体育局長通知が出された。
	4月	臨時教育審議会から内閣総理大臣に対し、「学校給食を通じて家庭の教育力の活性化を図る」旨の内容を含む第二次答申が出される。
	6月	臨時行政改革推進審議会から最終答申が出され、臨時行政調査会の答申の方向に添い、さらに学校給食の合理化等を推進すべきことが指摘される。
	昭和62年	4月
昭和63年	4月	児童生徒数の減少により生ずる余剰教室等をランチルームに改修する事業への補助金が文部省に予算化される。
	7月	文部省の機構改革により学校給食課と学校保健課が統合され、学校健康教育課が発足する。  健康教育の推進と学校健康教育課の設置について体育局長通知が出された。

## 学校給食年表 7

年 月		給食のあゆみ
平成 元年	4月	<p>「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」が改訂され、学校給食は「特別活動」の中の「学級活動」に位置づけられる。</p> <p>学校・家庭・地域連携推進事業で22地域指定される。(平成元・2年度)</p>
	11月	<p>学校給食100周年記念会の主催により「学校給食100周年記念大会」が千葉県の幕張メッセにおいて開催される。</p>
平成 2年	4月	<p>「新規採用学校栄養職員研修」を開始する。</p> <p>学校給食情報ネットワーク化事業において、各都道府県学校給食会と全国93ヶ所のモデル校にパーソナルコンピューターと栄養・情報ソフトを貸与する。</p>
平成 3年	4月	<p>平成元年12月20日、臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」に基づき、「高度へき地学校児童生徒パン・ミルク給食補助」を、日本体育・学校健康センター「学校給食流通近代化事業補助」の一部として整理合理化する。</p> <p>昭和56年度以来の「第5次学級編成及び教職員定数改善計画(12年計画)の完了により、学校栄養職員の定数が4,475人増となる。</p> <p>学校・家庭・地域連携推進事業で19地域指定される。(平成3・4年度)</p>
平成 4年	4月	<p>日本体育・学校健康センター事業として「中堅学校栄養職員研修」を開始する。</p> <p>米飯学校給食推進特別対策事業が開始される。</p>
	7月	<p>平成元年の「学習指導要領」の改訂をふまえた新しい「学校給食指導の手引」刊行される。</p>
	9月	<p>総務庁から「学校給食業務の運営の合理化」及び「学校給食用物資安定供給基金の有効活用」について勧告がなされる。</p>
平成 5年	4月	<p>「学校給食流通近代化事業補助」の「学校給食用物資供給整備事業」のうち「小麦粉流通経費補助事業」を見直し、「学校給食用小麦粉の安定供給経費補助事業」として開始する。</p> <p>「第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画(平成5年度から平成10年度までの6ヶ年計画)」が策定され、学校栄養職員については、計1,170人の配置改善が図られる。</p> <p>学校・家庭・地域連携推進事業で22地域指定される。(平成5・6年度)</p>

## 学校給食年表 8

年 月		給食のあゆみ												
平成 6年	4月	<p>「栄養教育推進モデル事業」が開始される。</p> <p>平成5年度米の異例の作柄不況に伴い、学校給食用米穀について平成6年4月から10月の間、自主流通米が供給され、この期間については、食糧庁において、特別財政措置が講じられる。</p> <p>学校給食用牛乳供給事業費交付金に「学校給食用牛乳供給合理化事業」が新たに追加される。</p>												
平成 7年	1月	<p>文部省は、阪神・淡路大震災に際し、兵庫県及び同県下市町に対し、学校給食施設を活用した炊き出しへの協力要請を行い、66市町において約60万食の炊き出しが行われる。</p>												
	3月	<p>学校給食における標準食品構成表が改定される。</p>												
	4月	<p>学校・家庭・地域連携推進事業で23地域指定される。</p> <p>学校給食用脱脂粉乳の輸入について、脱脂粉乳の輸入自由化に伴い、関税暫定措置法等関係法令が改正され、従来の輸入割当制度から関税割当制度に移行される。</p>												
平成 8年	4月	<p>学校給食用米穀(政府米)の値引率に変更される。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・新規校</td> <td>60%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>・週3回以上</td> <td>50%</td> <td>47.5%</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>45%</td> <td>40%</td> </tr> </table> <p>学校給食用自主流通米の助成金の助成率に変更される。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>政府米値引相当額の</td> <td>85%</td> <td>95%</td> </tr> </table>	・新規校	60%	60%	・週3回以上	50%	47.5%	・その他	45%	40%	政府米値引相当額の	85%	95%
・新規校	60%	60%												
・週3回以上	50%	47.5%												
・その他	45%	40%												
政府米値引相当額の	85%	95%												
	5月	<p>学校給食用米穀取扱要綱が一部改正される。</p>												
	7月	<p>病原性大腸菌O157による食中毒事故により、児童が死亡するなど各地で大きな被害がもたらされ、文部省においては、7月18日「学校給食における衛生管理の改善に関する調査研究協力者会議」を設置し、夏季緊急点検、抽出による食材の点検等が実施される。</p> <p>学校給食における保存食の保存期間、保存方法が変更される。( - 20 以下、2週間以上)。</p>												
	8月	<p>「学校環境衛生の基準」の一部改正(学校給食関係)が行われる。</p>												
平成 9年	4月	<p>学校・家庭・地域連携推進事業で8地域指定される。</p> <p>「学校給食衛生管理の基準」が定められる。</p> <p>衛生管理推進事業開始</p>												



## 学校給食年表 9

年 月	給食のあゆみ									
平成 9 年	<p>4月 推進地域が10地域指定される。(平成9年から11年度) 「腸管出血性大腸菌O157発生状況を踏まえた食中毒発生の防止等について」体育局長通知が出される。 学校給食改善研究指定校で3校指定される。(平成9・10年度) 栄養教育推進モデル事業で7地域指定される。(平成9年度から11年度)</p> <p>6月 「財政構造改革」に関する閣議決定で、「学校給食用米穀値引措置については廃止の方向で見直す」と決定された。</p> <p>7月 「学校給食における衛生管理の徹底及び定期衛生検査の実施について」体育局長通知が出された。 「学校給食施設の一斉点検の結果および食品等のO157汚染実態調査の結果について」の結果が発表された。</p> <p>11月 「学校給食用米穀値引措置については廃止の方向で見直す」との閣議決定の趣旨を踏まえ、策定された「新たな米政策大綱」(農林水産省省議決定)のなかで集中改革期間中での段階的廃止が示された。</p> <p>12月 「特殊法人等の整理合理化について」閣議が行われ、その中で、日本体育・学校健康センターが供給している学校給食用「指定物資」について、「適切な対応を検討する」方針が打ち出された。</p>									
平成10年	<p>4月 健康教育総合推進モデル事業が開始された。 学校・家庭・地域の連携推進事業で7地域指定される。 (平成10・11年度) 衛生管理推進指導者派遣・巡回指導事業が開始 『新学期「心を育む学校給食週間」』開始 4月中の任意の1週間学校給食用米穀(政府米)の値引率に変更される。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・新規校</td> <td style="text-align: center;">60%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>・週3回以上</td> <td style="text-align: center;">47.5%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td style="text-align: center;">40%</td> <td style="text-align: center;">0%</td> </tr> </table> <p>米飯学校給食環境整備支援等事業が開始 学校給食備蓄米導入事業が開始 「学校給食における衛生管理の改善充実について」体育局長通知が出された。</p>	・新規校	60%	30%	・週3回以上	47.5%	30%	・その他	40%	0%
・新規校	60%	30%								
・週3回以上	47.5%	30%								
・その他	40%	0%								

## 学校給食年表 10

年 月		給食のあゆみ
平成10年	6月	「食に関する指導の充実について」により、学校栄養職員をチーム・ティーチングや特別非常勤講師に活用する取組等の推進が図られる。
平成12年	4月	学校給食用米穀(政府米)値引き措置が廃止される。  学校給食用牛乳供給事業に入札制度を導入する。
平成13年	3月	日本体育・学校健康センターが米穀(精米)の取扱いを廃止する。
	9月	牛海綿状脳症(BSE)に感染した牛が発見される。
平成14年	3月	日本体育・学校健康センターが小麦粉及び小麦製品、米加工食品の取扱いを廃止する。
	12月	独立行政法人日本スポーツ振興センター法が公布される。
平成15年	3月	「学校給食衛生管理の基準」の一部改訂をする。
	5月	「学校給食実施基準」等が改正され、学校給食(夜間を含む)の1人1回当たりの平均摂取量の基準が改訂される。
平成16年	1月	中央教育審議会から「食に関する指導体制の整備について」の答申が出される。
	5月	栄養教諭制度の創設を柱とする「学校教育法の一部を改正する法律」が公布される。
平成17年	3月	「学校給食衛生管理の基準」の一部が改訂される。
	4月	「学校教育法の一部を改正する法律」が施行され、栄養教諭制度が実施される。
	6月	「食育基本法」が公布される。
平成18年	3月	「食育推進基本計画」が策定される。